

2025 新人座談会 共和会ホームページリクルートサイトに掲載!

昨年に引き続き、今年も4月入職の新人職員3名(理学療法士・作業療法士・看護師)に作業療法士主任を座長として「2025 新人座談会」を開催しました。

入職から半年を迎えた新人職員からは「実習に来た時にここなら成長できると思った」「困った時に先輩が助けてくれるので安心」「笑顔で退院していく患者さんを見るとやりがいを感じる」といった声が聞かれました。先輩に相談しやすく働きやすい雰囲気の中で挑戦を重ね、学びを深めている姿が成長に繋がっていると感じました。また、就職活動の段階から明確な目標を持ち、当法人の理念に共感して入職してくれた事も聞くことができ、嬉しい気持ちになりました。

新人職員たちの率直な声を共有できた今回の座談会は、法人にとっても教育環境を振り返る貴重な機会となりました。(連携広報部 林田)



◆当院へのアクセス

JRの場合

「南小倉駅」(日豊本線・日田彦山線)より片野方面へ徒歩10分

バスの場合

「木町二丁目」バス停(セブンイレブン前)より小倉南区方面へ徒歩10分

都市高速の場合

「紫川IC」清水方面車線出口よりすぐ右側

カーナビでお越しの際は、

NAVI 北九州市小倉北区篠崎1丁目5-1と入力してください。



IR 医療法人 共和会

小倉リハビリテーション病院／介護老人保健施設 伸寿苑／共和会地域リハビリテーションセンター

TEL.093-581-0668(代表) FAX.093-581-3319(共通)

〒803-0861福岡県北九州市小倉北区篠崎1丁目5-1 <http://www.kyouwakai.net>

公式SNSで情報配信中!



facebook



Instagram

Careline

KYOUWAKAI Press ケアライン

2025

秋号

特集 その人らしい生活の実現を目指して…

通所リハビリテーションが実施する居宅訪問の意義

REPORT 2025 新人座談会

秋の値上げラッシュ…暮らしは厳しくなるばかり

今夏は猛暑続きでしたが、ここにきてようやく心地よい秋風が吹くようになりました。短い秋を楽しみたいと思います。

2025年度後半のスタートとなりましたが、10月は“秋の値上げラッシュ”となりました。値上げされた食品は3000品目を超えるとのこと、私達の家計を圧迫するものとなっています。原材料費や光熱費、物流費用の高騰が要因と言われますが、電気代やガス代も政府補助金が終了となりますので人々の暮らしも施設運営も厳しくなるばかりです。

さて、ケアライン秋号では「通所リハビリテーションが実施する居宅訪問の意義」について特集しました。通所リハビリテーションといえば、「施設へ通いながらリハビリテーションやケアサービスを受ける」といったイメージが強いと思いますが、その人らしい暮らしを支えるには生活の場へ訪問することが求められます。今回はそうした通所リハビリテーションにおける訪問活動に焦点をあててみました。ご一読いただければ幸いです。

令和7年10月 医療法人共和会 小倉リハビリテーション病院 連携広報部長 井上 崇



その人らしい生活の実現を目指して・・・ 通所リハビリテーションが実施する 居宅訪問の意義

はじめに

当デイケアセンターは、くらしを支援するため、デイケアセンター内でのかかわりに留まらず、居宅やその人のくらしにかかわる場所への訪問を積極的に行い、生活が円滑に行えるよう努めています。今回は通所リハビリテーションにおける居宅訪問を紹介します。

病院スタッフと一緒に退院前訪問

私たちは、退院後からではなく、退院前から皆様とかかわりを持てるようにしています。以前から生活期においては、患者様が病院から在宅へ退院した直後から生活が円滑に行えるように支援することが求められています。

令和6年度の介護報酬改定ではその点が強化され、『退院時共同指導加算』※1が新設されました。この算定要件には、居宅訪問を行うことは記されていませんが、私たちは可能な限り、医療機関のスタッフと一緒に訪問を行い、これから生活を送る場所で、手すり等の設置などの環境調整に留まらず、これから予測される生活の課題や目標を共有していきたいと思っています。

場合によっては、通所リハビリテーションの利用につながらないこともあります。そこで一緒に他のサービスの必要性等も含めたマネジメントもできていると思っています。



退院前共同での訪問

※1 退院時共同指導加算

目的	医療機関を退院後、円滑な在宅生活への移行、連続的で質の高いリハビリテーションを提供
算定要件	✓ 医療機関が実施する退院前カンファレンスに、 ✓ 通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が参加し、 ✓ 共同で在宅でのリハビリテーションに必要な指導を行い、 ✓ 通所リハビリテーション計画に反映する

利用に伴う居宅訪問

①利用開始時の訪問

通所リハビリテーションを利用される方においては、利用開始時に居宅訪問(リハビリテーションマネジメント加算)※2を全ての利用者に行います。一般的に通所リハビリテーションは、「通って、リハビリする、ケアを受ける」等、事業者内でのサービスを提供するイメージが強いと思います。しかしながら、サービスの目的は、その人のくらし方にあり、まずはその人がどのような場所で、どのような人と、どのように過ごしているかを知ることからはじまり、そのことを把握するために居宅訪問を実施しています。実際、訪問看護や訪問介護、訪問リハビリテーション等のように毎週自宅を訪問して支援することは難しいのが現状ですが、利用開始時に加えて、利用者様の体調や心身機能の変化、生活環境の変化、生活目標の変化などに合わせて必要時に行っています。

②必要時の多職種による訪問

居宅では、転倒、食事量減少、介護負担増加など様々な課題が発生します。我々の事業所は、医師、看護師、介護福祉士、セラピスト、相談員など多くの職種を配置していますので、例えばオムツの当て方など排泄の課題に介護福祉士、食事や服薬など健康管理には看護師など、その人の課題に合わせ、必要な職種、あるいは多職種で訪問を行うようにしています。一方で、日々のやりとりで、職員「お変わりないですか?」利用者「大丈夫?」といった場面があります。こういった会話の裏で、実際は実生活で課題が生じていることもあります。これからは予防的観点を含め、定期的に訪問し、直接確認することも重要であり、今後取り入れていく必要もあると考えています。

※2 リハビリテーションマネジメント加算(算定要件より一部抜粋)

- ✓ 理学療法士等が他居宅サービス従業者と利用者宅を訪問し、
- ✓ 従業者または利用者の家族への介護の工夫や日常生活上の注意点に関する助言を行う

その人のくらしにかかわる場所への訪問

いまの生活圏をいつまでも安心して過ごせるように、あるいは以前の生活を少しでも取り戻せるように、また一歩先へチャレンジできるように、買い物先や散歩コース、地域の通いの場等、居宅だけではなく、くらしにかかわるあらゆる場所へ積極的に同行させて頂くようにしています。同行させて頂くことで、実動作・環境をより正確に評価できるだけでなく、外出先で交流する人と顔を合わせる機会が得られることもあります。何かあったときに頼れる人がいるか、それはどんな人が確認しておくこと、また、専門的な立場から支え方を伝えること、相談できる関係性を築いておくことは、より安心できる居場所づくりにつながると考えます。

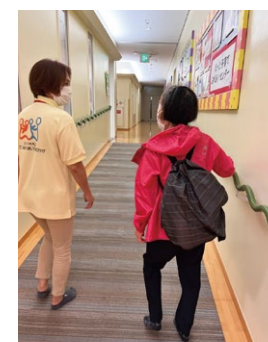
デイケアでの
屋外歩行の評価



公共交通機関の評価



ボランティアの
場所への訪問



おわりに

ご紹介させていただいたように、私たちはその人のくらしを支えるため、あらゆる場所に訪問を行っています。通所リハビリテーションは、在宅支援のサービスであり、来所時のかかわりだけではありません。その人がどこで、誰と住み、どのように生活され、どのように地域とつながっているか等を把握するため、居宅訪問は欠かせないサービス提供の一部と考えています。

執筆者 地域リハ部 小林貴彦(理学療法士)、小川彰(理学療法士)